

2016（H28）年							2017（H29）年			
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

**参与会議**

参与会議座長のイニシアティブの下、適時に開催する。

○各PTの設置  
・

進め方の決定

○進捗状況確認  
工程表改訂

○各PT中間報告

○意見書とりまとめ

意見書↓本部長※

**PT**

参与会議による工程管理の下、主査のリードで開催。

参与会議においてPT設置を決定後、速やかにPTを立ち上げ、検討を開始。

※ 総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）  
第1条 2 参与会議は、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。